

三木市公共施設照明LED化業務公募型プロポーザル審査基準

| 評価項目                  |             | 評価内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 評価点 | 加重  | 得点  |
|-----------------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|
| 提案内容                  | ① 現場施工・実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設運営に関する支障や対策について十分に配慮された計画となっているか</li> <li>・施工時の安全対策が十分に図られているか</li> <li>・工程を明確化するとともに、器具納期・設計・施工等の各工程に対する具体的な実施スケジュールが示されているか</li> <li>・設置するLED照明器具は、仕様書に示す性能を満たしており、品質、信頼性、安全性を十分に確保できるか</li> <li>・人員が充実した体制であるか</li> <li>・協力会社の構成・役割分担が明確であるか</li> </ul> | 5   | × 5 | 25  |
|                       | ② 市内業者の活用   | ・施工業務等において市内業者の活用が図られ、地域経済の活性化に資する内容であるか                                                                                                                                                                                                                                                             | 5   | × 3 | 15  |
|                       | ③ その他の付加価値  | ・本市が求めている仕様以外の内容で、本市にとって有益性のある提案がなされているか                                                                                                                                                                                                                                                             | 5   | × 2 | 10  |
| ④ 業務実績                |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度以降、類似の業務の契約実績があるか</li> </ul> <b>【評価基準】</b><br>10点を上限とし、様式第4－2号の業務実績件数1件につき1点とする<br>※類似の業務の定義は様式第4－2号及び第4－3号のとおり                                                                                                                                        | 10  | －   | 10  |
| ⑤ 電力使用量・二酸化炭素排出量の削減効果 |             | <b>【評価基準】</b><br>(20×最大の削減効果提案者の電力使用量／当該提案者の電力使用量)(小数点以下切捨)                                                                                                                                                                                                                                          | 20  | －   | 20  |
| ⑥ 提案価格                |             | <b>【評価基準】</b><br>$20 \times ((\text{提案上限額} - \text{見積額}) / (\text{提案上限額} \times 0.25))$ (小数点以下切捨)<br>ただし、計算結果が20を超える場合は20とする                                                                                                                                                                         | 20  | －   | 20  |
| 合 計                   |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 65  |     | 100 |

【選定基準】

- ・上記の項目を各プロポーザル審査委員が1人当たり100点満点で採点し、その平均点をもって提案者の総合点とする。(小数第二位切捨、100点満点)
- ・総合点が最も高い企画提案者を受託候補者とし、次に総合点が高い企画提案者を次点者とする。ただし、総合点が50点に満たない場合は採用しない。
- ・総合点が最も高い企画提案者が2者以上ある場合は、「⑤電力使用量・二酸化炭素排出量の削減効果」の点数が高い企画提案者を上位とする。
- ・「⑤電力使用量・二酸化炭素排出量の削減効果」の点数も同点の場合は、「⑥提案価格」の点数が高い企画提案者を上位とする。
- ・「⑥提案価格」の点数も同点の場合は、委員間で協議し、受託候補者を決定する。

【評価基準】

- ・評価項目①～③は、0～5点までの6段階で評価する。
  - (1) 非常に優れた提案である場合には、「5点」とする。
  - (2) 優れた提案である場合には、「4点」とする。
  - (3) 標準的である場合には、「3点」とする。
  - (4) やや物足りない提案である場合には、「2点」とする。
  - (5) 特に物足りない提案である場合には、「1点」とする。
  - (6) 評価内容を満たしていない場合や劣悪な提案である場合には、「0点」とする。

- ・各項目には「加重」を設けることとし、各項目の得点を(評価×加重)により算出する。